

島根特別栽培米取扱要項

平成27年4月制定

島根県農業協同組合

特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（18消安第14413号）（以下「ガイドライン」という）に基づき、本取扱要項により取り扱う。

1. 名称：島根特別栽培米
2. 耕種基準：別紙（1～3）のとおり
3. 使用する節減対象農薬（※）・化学肥料：

原則として、各地区本部単位で統一した化学肥料・農薬を使用することとする。

また、節減対象農薬の有効成分使用回数および化学肥料の窒素分量については、島根県における慣行栽培の5割以下の使用を厳守する。万が一、節減対象農薬の有効成分使用回数および化学肥料の窒素分量が慣行栽培の5割を超えた使用が認められた米穀が発見された場合は、当該米穀については通常米（慣行栽培米）扱いとする。

※「節減対象農薬」…「化学合成農薬」から「有機農産物のJAS規格で使用可能な農薬」を除外したもの。

4. 表示事項：

(1) 島根特別栽培米についての表示を行う者（以下「表示者」という。）が一括して表示すべき事項は、次のとおりとする。

- ① 特別栽培農産物の名称
- ② ガイドラインに準拠している旨
- ③ 栽培責任者の氏名又は名称、住所及び連絡先
- ④ 確認責任者の氏名又は名称、住所及び連絡先
- ⑤ 精米確認者の氏名又は名称、住所及び連絡先（※精米販売する場合のみ）

(2) 農薬を使用していない島根特別栽培米にあつては、(1)に定めるもののほか、その旨を表示するものとする。

(3) 節減対象農薬を使用していない島根特別栽培米にあつては、(1)に定めるもののほか、その旨を表示するものとする。なお、節減対象農薬以外の農薬を使用している場合にあつては、栽培管理記録（様式2）において当該農薬の使用記録を保管するものとする。

(4) 窒素成分を含む化学肥料を使用していない島根特別栽培米にあつては、(1)に定めるもののほか、その旨を表示するものとする。

(5) 節減対象農薬又は窒素成分を含む化学肥料を使用した島根特別栽培米にあつては、(1)に定めるもののほか、節減割合を表示するものとする。

(6) 節減対象農薬を使用した島根特別栽培米にあつては、一括表示とは別に、生産過程等において現に使用した節減対象農薬の名称、用途及び使用回数を表示するものとする。

5. 表示の方法：

4に掲げる事項の表示に際しては、表示者は次に定めるところにより行うものとする。

(1) 表示者が一括して表示すべき事項は、他と明瞭に区別される枠内に表示するものとする。

(2) 特別栽培農産物の名称

「特別栽培農産物」、「特別栽培米」と記載するものとする。

(3) ガイドラインに準拠している旨

ガイドラインに準拠している旨を「農林水産省新ガイドラインによる表示」と記載するものとする。

(4) 栽培責任者の氏名又は名称、住所及び連絡先

団体にあつては、団体の名称、代表者名又は担当部署名、所在地及び連絡先を記載するものとする。

(5) 確認責任者の氏名又は名称、住所及び連絡先

団体にあつては、団体の名称、代表者名又は担当部署名、所在地及び連絡先を記載するものとする。

(6) 精米確認者の氏名又は名称、住所及び連絡先

団体にあつては、団体の名称、代表者名又は担当部署名、所在地及び連絡先を記載するものとする。

(7) 農薬を使用していない島根特別栽培米における農薬を使用していない旨

「農薬：栽培期間中不使用」と記載するものとする。

(8) 節減対象農薬以外の農薬のみを使用した島根特別栽培米における節減対象農薬を使用していない旨

「節減対象農薬：栽培期間中不使用」と記載するものとする。

(9) 窒素成分を含む化学肥料を使用していない島根特別栽培米における化学肥料を使用していない旨

「化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用」と記載するものとする。

(10) 節減対象農薬の節減割合の表示

節減対象農薬の節減割合の表示は、「節減対象農薬：当地比 ○割減」と記載するものとする。

(11)化学肥料の節減割合の表示

化学肥料の節減割合の表示は、「化学肥料（窒素成分）：当地比 ○割減」と記載するものとする。

(12)節減対象農薬を使用した島根特別栽培米における使用農薬の表示

生産過程等において使用した節減対象農薬の名称、用途及び使用回数を記載するものとする。

(13)前号による使用農薬の表示は、容器若しくは包装の一括表示とは別の見やすい箇所又は別途添付する票片に記載することとし、容器、包装又は票片に表示できない場合は、当該内容を消費者が必要に応じて確認できるホームページのアドレス等情報入手の方法を一括表示の枠内に掲載するものとする。

(14)テープ、シール等における略式の表示

上記表示のほか、島根特別栽培米に貼付するシール等に、次に掲げる事項のみを記載した略式の表示をすることができるものとする。ただし、この場合においても、すべての表示事項について島根特別栽培米の包装材料、表示票等を用いて別途表示しなければならないものとする。

- ① 4の(1)の①及び②
- ② 栽培責任者名又は確認責任者名
- ③ ①、②を除くすべての表示事項に関する情報入手の方法

(15)表示方法の例は、ガイドラインの別記1から別記3までのとおりとする

6. 生産及び出荷段階において留意事項

(1)生産圃場の選定条件

他の圃場と明瞭に区別する事が可能であって、かつ、確認責任者による栽培の管理方法調査等が随時可能な場所に設定する。

(2)種子

島根特別栽培米の生産のための種子については、品種が確認された種子に限ることとする。

(3)生産

島根特別栽培米は、当該地域の生産基準に基づき栽培され、なおかつ、栽培履歴の記帳

がなされていることとする。

(4) 検査

島根特別栽培米は、登録検査機関により受検することとする。なお、特別栽培米として取り扱いを行う等級は1、2等までとし、3等は通常米扱いとする。

(5) 生産者

島根特別栽培米の生産者は、栽培責任者を定めるとともに、その生産及び出荷を行うにあたっては、次の事項に留意する。

- ① 島根特別栽培米の生産及び出荷が適切かつ円滑に行われるよう管理組織を設置する等、体制の整備に努める。
- ② ①の管理組織においては、生産者及び生産ほ場の登録を行うとともに、登録された生産ほ場の栽培管理状況及び生産ほ場からの出荷状況等を計画的に点検し、それらが島根特別栽培米の生産に適当でないと判断される場合には、速やかに当該登録を取り消すこと等によって適正な生産及び出荷の管理に努める。
- ③ 出荷に際しては、ガイドラインによる表示（シール）（別途作成）を等級証印付近に貼付する。

(6) 栽培責任者

栽培責任者は、次の事項を実施することにより、生産者が適切な生産及び出荷を行うよう栽培管理又はその指導を行う。なお、生産者は栽培責任者を兼ねることが出来るものとする。

- ① 栽培責任者は、生産ほ場に次の事項を記載した看板を設置するものとする。
 - ア 生産ほ場であること
 - イ 生産ほ場の番号及び面積
 - ウ 島根特別栽培米を生産するための栽培方法に改めた年月日
 - エ 栽培責任者の氏名
- ② 栽培責任者は島根特別栽培米の栽培開始前に栽培計画書（様式1）を作成し確認責任者に提出する。
- ③ 栽培責任者は、栽培履歴簿等を参考に栽培管理記録（様式2）を作成し、収穫終了後速やかに確認責任者に提出する。
- ④ 栽培責任者は、出荷記録（様式3）を作成し、一定期間ごとに取り纏めて確認責任者に提出する。

(7) 確認責任者

確認責任者は、栽培責任者による栽培管理又はその指導が適切に行われていることを確認する。

- ① 確認責任者は栽培計画書（様式1）の提出を受けたときは、栽培責任者と生産者、生産ほ場の位置及び栽培計画等を検討したうえで、栽培計画書（様式4）を作成し、生産年の5月末までに本店に提出する。
- ② 確認責任者は、栽培期間中に少なくとも3回以上生産ほ場の状況、栽培管理記録状況を調査する。
- ③ 確認責任者は、確認内容の信憑性を高める観点から、原則として栽培責任者と同一でなく当該地域の農業に精通し、技術的な指導が可能な者であることが望ましいが、栽培責任者と同一とする場合は、極力地区本部営農担当部署の営農指導担当とする。
- ④ 確認責任者は、栽培責任者より栽培管理記録（様式2）の提出を受けたときは、内容を精査のうえ、栽培管理記録（様式5）を作成し、生産年の8月末までに本店に提出する。
- ⑤ 確認責任者は、出荷記録（様式3）の提出を受けたときは、内容を精査のうえ、出荷記録（様式6）を作成し、生産年翌年の3月末までに本店に提出する。
- ⑥ 確認責任者は、栽培計画書・栽培管理記録及び出荷記録を受領後3年間保管する。

7. 販売方法

実需者との協議により、有利販売につとめる。

8. その他

本要項にて定める提出書類一覧は別紙4のとおり。

附 則

- (1) 関係法令の制定・改廃により、この要項が法令に抵触する場合、法令に定めるところによる
- (2) この要項は、平成27年4月1日から施行する。

以 上

(別紙1)

耕 種 基 準

(コシヒカリ)

耕種区分	耕種基準内容の考え方																									
生育目標	<p>調和のとれた土づくり（粗大有機物の多用、土づくり肥料の施用、深耕）による地力増強を基本とし、健苗育成、適正防除・施肥、合理的な水管理など稲作の基本技術を徹底して健康な稲づくりを目指す。</p> <p>生産量は、多収を望まず平年収量に止め、相応の収量構成要素を確保し、登熟向上に重点を置く。</p>																									
生産圃場	<p>連年粗大有機物が施され、腐植含量3%以上の圃場を選ぶ。そのうえで、いもち病、カメムシ類被害の常発圃場には作付けしない。また、圃場は団地化するものとする。</p>																									
土づくり	<p>基本的には島根県エコロジー農産物推奨の堆肥施用基準（堆肥2t/10a以下※）に準拠することとするが、以下表（水稲・麦・大豆指導指針より抜粋）を参考とし有機物を施用することとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>条件</th><th>種類</th><th>標準的施用量(t/10a)</th><th>施用時期</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="5">乾田</td><td>堆肥(稲わら等の堆肥)</td><td>1.2</td><td>田植1ヶ月前</td></tr><tr><td rowspan="2">稲わら</td><td>0.6 (平坦部)</td><td rowspan="2">年内 (10月末まで)</td></tr><tr><td>0.5 (山間部)</td></tr><tr><td>カ[○]ク[○]牛ふん堆肥</td><td>1~2</td><td>秋冬期</td></tr><tr><td>カ[○]ク[○]豚ふん堆肥</td><td>0.7</td><td>秋冬期</td></tr><tr><td>乾燥けいふん</td><td>0.15 (元肥として)</td><td>耕起前</td></tr><tr><td>湿田</td><td>堆肥</td><td>0.8</td><td>田植1ヶ月前</td></tr></tbody></table> <p>なお、稲わらは必ず腐熟促進を図り、秋起しを実施する。ただし、強湿田においては、すき込むとかわって分解が遅くなるので避ける。</p> <p>ミネラルG等土づくり資材を積極的に施用し、稲体の健全化を図る。深耕は、深さ15cm以上を目途とする。</p>	条件	種類	標準的施用量(t/10a)	施用時期	乾田	堆肥(稲わら等の堆肥)	1.2	田植1ヶ月前	稲わら	0.6 (平坦部)	年内 (10月末まで)	0.5 (山間部)	カ [○] ク [○] 牛ふん堆肥	1~2	秋冬期	カ [○] ク [○] 豚ふん堆肥	0.7	秋冬期	乾燥けいふん	0.15 (元肥として)	耕起前	湿田	堆肥	0.8	田植1ヶ月前
	条件	種類	標準的施用量(t/10a)	施用時期																						
乾田	堆肥(稲わら等の堆肥)	1.2	田植1ヶ月前																							
	稲わら	0.6 (平坦部)	年内 (10月末まで)																							
		0.5 (山間部)																								
	カ [○] ク [○] 牛ふん堆肥	1~2	秋冬期																							
	カ [○] ク [○] 豚ふん堆肥	0.7	秋冬期																							
乾燥けいふん	0.15 (元肥として)	耕起前																								
湿田	堆肥	0.8	田植1ヶ月前																							
施肥	<p>肥料は極力有機質肥料及び有機質入り肥料を使い、化学肥料の窒素成分量は、島根県の慣行の5割（10aあたり2.75kg）以下とする。</p>																									
播種	<p>種子については、銘柄が確認できた種子とする。</p>																									
育苗・田植え	<p>薄播き健苗育成に努め、活着のよい苗とし、1株3~4本植えを厳守する。田植え時期は、出穂の目安を8月上旬におき、5月半ばを目途とする。</p>																									
水管理	<p>除草剤や本田粒剤の効果の安定・環境への影響軽減のために、散布後7日間の止水を行う。過繁茂を防止し稲体の健全化を促すため、間断灌水や中干など基本的な水管理を徹底する。出穂後25~30日頃まで間断灌水を行い、早期完全落水をしない。</p>																									
病虫害雑草防除	<p>調和のとれた土づくり、健苗育成などの耕種改善による健康な稲づくりを基本とする。</p> <p>防除は、耕種防除を優先的に考え、農薬の使用回数は、基本的に島根県エコロジー農産物推奨基準（有効成分使用回数10回以下）同様、島根県にて慣行的に行われている有効成分使用回数20回の5割以下とする。</p>																									

※堆肥等の施用量については、過剰施用による環境負荷を増加させるおそれがあるため、土づくりの進捗状況や土壌診断結果に基づいて行うものとする。

※緑肥は分解による水田の異常還元をまねく危険性があるため、代掻き直前の施用を避ける。

(別紙2)

耕 種 基 準

(きぬむすめ)

耕種区分	耕種基準内容の考え方																										
生育目標	<p>調和のとれた土づくり（粗大有機物の多用、土づくり肥料の施用、深耕）による地力増強を基本とし、健苗育成、適正防除・施肥、合理的な水管理など稲作の基本技術を徹底して健康な稲づくりを目指す。</p> <p>生産量は、多収を望まず平年収量に止め、相応の収量構成要素を確保し、登熟向上に重点を置く。</p>																										
生産圃場	<p>連年粗大有機物が施され、腐植含量3%以上の圃場を選ぶ。そのうえで、いもち病、カメムシ類被害の常発圃場には作付けしない。また、圃場は団地化するものとする。</p>																										
土づくり	<p>基本的には島根県エコロジー農産物推奨の堆肥施用基準（堆肥2t/10a以下※）に準拠することとするが、以下表（水稻・麦・大豆指導指針より抜粋）を参考とし有機物を施用することとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>条件</th><th>種類</th><th>標準的施用量(t/10a)</th><th>施用時期</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="5">乾田</td><td>堆肥(稲わら等の堆肥)</td><td>1. 2</td><td>田植1ヶ月前</td></tr><tr><td rowspan="2">稲わら</td><td>0. 6 (平坦部)</td><td>年内</td></tr><tr><td>0. 5 (山間部)</td><td>(10月末まで)</td></tr><tr><td>カクズ牛ふん堆肥</td><td>1~2</td><td>秋冬期</td></tr><tr><td>カクズ豚ふん堆肥</td><td>0. 7</td><td>秋冬期</td></tr><tr><td>乾燥けいふん</td><td>0. 15 (元肥として)</td><td>耕起前</td></tr><tr><td>湿田</td><td>堆肥</td><td>0. 8</td><td>田植1ヶ月前</td></tr></tbody></table> <p>なお、稲わらは必ず腐熟促進を図り、秋起しを実施する。ただし、強湿田においては、すき込むとかわって分解が遅くなるので避ける。</p> <p>ミネラルG等土づくり資材を積極的に施用し、稲体の健全化を図る。深耕は、深さ15cm以上を目途とする。</p>	条件	種類	標準的施用量(t/10a)	施用時期	乾田	堆肥(稲わら等の堆肥)	1. 2	田植1ヶ月前	稲わら	0. 6 (平坦部)	年内	0. 5 (山間部)	(10月末まで)	カクズ牛ふん堆肥	1~2	秋冬期	カクズ豚ふん堆肥	0. 7	秋冬期	乾燥けいふん	0. 15 (元肥として)	耕起前	湿田	堆肥	0. 8	田植1ヶ月前
条件	種類	標準的施用量(t/10a)	施用時期																								
乾田	堆肥(稲わら等の堆肥)	1. 2	田植1ヶ月前																								
	稲わら	0. 6 (平坦部)	年内																								
		0. 5 (山間部)	(10月末まで)																								
	カクズ牛ふん堆肥	1~2	秋冬期																								
	カクズ豚ふん堆肥	0. 7	秋冬期																								
乾燥けいふん	0. 15 (元肥として)	耕起前																									
湿田	堆肥	0. 8	田植1ヶ月前																								
施肥	<p>肥料は極力有機質肥料及び有機質入り肥料を使い、化学肥料の窒素分量は、島根県の慣行の5割（10aあたり4kg）以下とする。</p>																										
播種	<p>種子については、銘柄が確認できた種子とする。</p>																										
育苗・田植え	<p>薄播き健苗育成に努め、活着のよい苗とし、1株3~4本植えを厳守する。田植え時期は、出穂の日安を8月中旬とし、5月上旬~下旬を目途とする。</p>																										
水管理	<p>除草剤や本田粒剤の効果の安定・環境への影響軽減のために、散布後7日間の止水を行う。過繁茂を防止し稲体の健全化を促すため、間断灌水や中干など基本的な水管理を徹底する。出穂後25~30日頃まで間断灌水とし、早期完全落水をしない。</p>																										
病虫害雑草防除	<p>調和のとれた土づくり、健苗育成などの耕種改善による健康な稲づくりを基本とする。</p> <p>防除は、耕種の防除を優先的に考え、農薬の使用回数は、基本的に島根県エコロジー農産物推奨基準（有効成分使用回数10回以下）同様、島根県にて慣行的に行われている有効成分使用回数20回の5割以下とする。</p>																										

※堆肥等の施用量については、過剰施用による環境負荷を増加させるおそれがあるため、土づくりの進捗状況や土壌診断結果に基づいて行うものとする。

※緑肥は分解による水田の異常還元をまねく危険性があるため、代掻き直前の施用を避ける。

(別紙3)

耕 種 基 準

(つ や 姫)

耕種区分	耕種基準内容の考え方																											
生育目標	<p>調和のとれた土づくり（粗大有機物の多用、土づくり肥料の施用、深耕）による地力増強を基本とし、健苗育成、適正防除・施肥、合理的な水管理など稲作の基本技術を徹底して健康な稲づくりを目指す。</p> <p>生産量は、多収を望まず平年収量に止め、相応の収量構成要素を確保し、登熟向上に重点を置く。</p>																											
生産圃場	<p>連年粗大有機物が施され、腐植含量3%以上の圃場を選ぶ。そのうえで、いもち病、カメムシ類被害の常発圃場には作付けしない。また、圃場は団地化するものとする。</p>																											
土づくり	<p>基本的には島根県エコロジー農産物推奨の堆肥施用基準（堆肥2t/10a以下※）に準じることとするが、以下表（水稻・麦・大豆指導指針より抜粋）を参考とし有機物を施用することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">条件</th> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">標準的施用量(t/10a)</th> <th style="text-align: center;">施用時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">乾田</td> <td style="text-align: center;">堆肥(稲わら等の堆肥)</td> <td style="text-align: center;">1.2</td> <td style="text-align: center;">田植1ヶ月前</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">稲わら</td> <td style="text-align: center;">0.6 (平坦部) 0.5 (山間部)</td> <td style="text-align: center;">年内 (10月末まで)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">カクサ牛ふん堆肥</td> <td style="text-align: center;">1~2</td> <td style="text-align: center;">秋冬期</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">カクサ豚ふん堆肥</td> <td style="text-align: center;">0.7</td> <td style="text-align: center;">秋冬期</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">乾燥けいふん</td> <td style="text-align: center;">0.15 (元肥として)</td> <td style="text-align: center;">耕起前</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">湿田</td> <td style="text-align: center;">堆肥</td> <td style="text-align: center;">0.8</td> <td style="text-align: center;">田植1ヶ月前</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、稲わらは必ず腐熟促進を図り、秋起しを実施する。ただし、強湿田においては、すき込むとかわって分解が遅くなるので避ける。</p> <p>ミネラルG等土づくり資材を積極的に施用し、稲体の健全化を図る。耕深は、深さ15cm以上を目途とする。</p>				条件	種類	標準的施用量(t/10a)	施用時期	乾田	堆肥(稲わら等の堆肥)	1.2	田植1ヶ月前	稲わら	0.6 (平坦部) 0.5 (山間部)	年内 (10月末まで)	カクサ牛ふん堆肥	1~2	秋冬期	カクサ豚ふん堆肥	0.7	秋冬期	乾燥けいふん	0.15 (元肥として)	耕起前	湿田	堆肥	0.8	田植1ヶ月前
条件	種類	標準的施用量(t/10a)	施用時期																									
乾田	堆肥(稲わら等の堆肥)	1.2	田植1ヶ月前																									
	稲わら	0.6 (平坦部) 0.5 (山間部)	年内 (10月末まで)																									
	カクサ牛ふん堆肥	1~2	秋冬期																									
	カクサ豚ふん堆肥	0.7	秋冬期																									
	乾燥けいふん	0.15 (元肥として)	耕起前																									
湿田	堆肥	0.8	田植1ヶ月前																									
施肥	<p>肥料は極力有機質肥料及び有機質入り肥料を使い、化学肥料の窒素分量は、島根県の慣行の5割（10aあたり4kg）以下とする。</p>																											
播種	<p>種子については、銘柄が確認できた種子とする。</p>																											
育苗・田植え	<p>薄播き健苗育成に努め、活着のよい苗とし、1株3~4本植えを厳守する。田植え時期は、出穂の目安を7月下旬~8月上旬におき、5月上旬から中旬を目途とする。</p>																											
水管理	<p>除草剤や本田粒剤の効果の安定・環境への影響軽減のために、散布後7日間の止水を行う。</p> <p>過繁茂を防止し稲体の健全化を促すため、間断灌水や中干など基本的な水管理を徹底する。</p> <p>出穂後25~30日頃まで間断灌水を行い、早期完全落水をしない。</p>																											
病虫害雑草防除	<p>調和のとれた土づくり、健苗育成などの耕種改善による健康な稲づくりを基本とする。</p> <p>防除は、耕種の防除を優先的に考え、農薬の使用回数は、基本的に島根県エコロジー農産物推奨基準（有効成分使用回数10回以下）同様、島根県にて慣行的に行われている有効成分使用回数20回の5割以下とする。</p>																											

※堆肥等の施用量については、過剰施用による環境負荷を増加させるおそれがあるため、土づくりの進捗状況や土壌診断結果に基づいて行うものとする。

※緑肥は分解による水田の異常還元をまねく危険性があるため、代掻き直前の施用を避ける。

(栽培責任者→確認責任者)

【様式1 平成〇〇年産 島根特別栽培米 栽培計画書】

生産者名	栽培責任者名	確認責任者名	現地確認予定欄	受領確認欄
住所	住所	住所	ほ場確認 ○年○月○日	○年○月○日
氏名	氏名	氏名	管理状況確認 ○年○月○日	確認責任者名
TEL	TEL	TEL	収穫状況確認 ○年○月○日	〇〇 〇〇 印

ほ場番号 所在地	作物名 (銘柄)	栽培面積	作業計画		使用予定資材						収穫までの特別栽培継続期間		
			作業名	年 月 日	施肥・土づくり等			病害虫・雑草防除等					
					名称	使用量	使用時期	名称	使用量	使用時期			
〇〇番 〇〇市 〇〇〇 〇〇-〇	米 (コシヒカリ)	〇〇アール	前作収穫終了	〇年 〇月〇日								〇年〇月から 〇年〇か月間	
			耕起	〇月〇日	〇〇〇	〇〇トン	〇月〇日						
			は種	〇月〇日	〇〇〇	〇〇kg	〇月〇日						予想収穫量 〇〇〇kg (〇〇kg/10a)
			除草	〇月〇日	〇〇〇	〇〇kg	〇月〇日						予想出荷量 〇〇〇kg (〇〇kg/10a)
			・ ・ ・ 収穫	〇月〇日									

(栽培責任者→確認責任者)

【様式2 平成〇〇年産 島根特別栽培米 栽培管理記録】

生産者名	栽培責任者名	確認責任者名	現地確認予定欄	受領確認欄
住所	住所	住所	ほ場確認 ○年○月○日	○年○月○日
氏名	氏名	氏名	管理状況確認 ○年○月○日	確認責任者名
TEL	TEL	TEL	収穫状況確認 ○年○月○日	〇〇 〇〇 印

ほ場番号 所在地	作物名 (銘柄)	栽培面積	作業計画		使用予定資材						収穫までの特別栽培継続期間	
			作業名	年月日	施肥・土づくり等			病虫害・雑草防除等				
					名称	使用量	使用時期	名称	使用量	使用時期		
〇〇番 〇〇市 〇〇〇 〇〇-〇	米 (コシヒカリ)	〇〇アール	前作収穫終了	○年 ○月○日								〇年○月から ○年○か月間
			耕起	○月○日	〇〇〇	〇〇トン	○月○日					
			は種	○月○日	〇〇〇	〇〇kg	○月○日					収穫量 〇〇〇kg (〇〇kg/10a)
			除草	○月○日	〇〇〇	〇〇kg	○月○日					出荷量 〇〇〇kg (〇〇kg/10a)
			・ ・ ・ 収穫	○月○日								

(栽培責任者→確認責任者)

【様式3 平成〇〇年産 島根特別栽培米 出荷記録(平成〇年〇月〇日～〇月〇日)】

ほ場番号		生産者名	栽培責任者名	確認責任者名	受領確認欄
所在地		住所	住所	住所	〇年〇月〇日
		氏名	氏名	氏名	確認責任者名
		TEL	TEL	TEL	〇〇 〇〇 印

銘柄	収穫面積	出荷年月日	出荷形態別出荷量			出荷量計(kg)	出荷先
			紙(kg) ①	フレコン(kg) ②	バラ(kg) ③		
	a	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇		
	a	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇		
	計	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇〇 〇〇〇	

平成〇〇年産特別栽培米栽培管理報告書

銘柄: _____

- 1. 品種が確認された種子により栽培されているか。 いる ・ いない
- 2. 登録検査機関で受検されているか。 いる ・ いない
- 3. 生産基準に基づき栽培され、栽培履歴の記帳がされているか。 いる ・ いない
- 4. 節減対象農薬 : 当地比 割減
- 5. 化学肥料(窒素成分) : 当地比 割減

6. 栽培責任者
住所:
氏名:
TEL:

7. 確認責任者
住所:
氏名:
TEL:

節減対象農薬の使用状況				化学肥料(窒素成分)の使用状況		
使用農薬名	使用資材名 (成分名)	用途	有効成分 使用回数(回)	使用肥料名	用途	使用量 (kg)
有効成分回数 合計(回)				窒素成分 合計(kg)		

* 節減対象農薬の使用状況を掲載したホームページURL :

